

告 示

埼玉県告示第九百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年七月六日認可した。

平成二十八年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

嵐山南部土地改良区

二 事務所所在地

嵐山町